

宇 地 福 第 2 号
令和 6 年（2024 年）4 月 2 日

宇部市監査委員 様

宇部市長
篠 崎 圭 二

定期監査の結果に基づく措置の通知について

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

別紙

報告 年度	監査対象の 部（委員 会）・課等	指摘を受けた事項	指摘に対する改善措置等
令和 5 年度	健康福祉部 生活支援課	<p>1 収入事務及び現金取扱事務について</p> <p>(2) 公金の取扱いに関する整理が必要なもの</p>	<p>返還金等については納付書払いとし、職員が現金を預からないよう事務処理方法を改めました。</p> <p>併せて、遺留金について歳計外で管理できるよう財務規則を改正（R6.4.1施行）するとともに、適正に事務処理を行うため、出納員及び分任出納員を置くこととしました。</p>